

「平成 27 年度税制改正大綱(抜粋)」 (H26.12.30 与党公表)

【法人 法人税・住民税・事業税】

税目	項目	改正内容	適用期限											
法人税	法人税率の引下げ	・法人税率を以下のとおり引下げる。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>改正案</th></tr></thead><tbody><tr><td>法人税率</td><td>25.5%</td><td>23.9%</td></tr></tbody></table>		現行	改正案	法人税率	25.5%	23.9%	H27.4 以降 開始事業年度					
	現行	改正案												
法人税率	25.5%	23.9%												
法人税	欠損金の繰越控除制限強化	(1)控除限度額について、段階的に引き下げる <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">控除前所得に対する 控除限度額</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr></thead><tbody><tr><td>H27.4~H29.3 間の 開始事業年度</td><td>80/100</td><td>65/100</td></tr><tr><td>H29.4 以降の 開始事業年度</td><td></td><td>50/100</td></tr></tbody></table> (2)繰越期間を 10 年(現行 9 年)に延長する。		控除前所得に対する 控除限度額		現行	改正案	H27.4~H29.3 間の 開始事業年度	80/100	65/100	H29.4 以降の 開始事業年度		50/100	(1)H27.4 以降 開始事業年度 (2)H29.4 以降 開始事業年度
	控除前所得に対する 控除限度額													
	現行	改正案												
H27.4~H29.3 間の 開始事業年度	80/100	65/100												
H29.4 以降の 開始事業年度		50/100												
法人税	受取配当金等の益金 不算入制度の見直し	・益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益 金不算入割合を以下のとおりとする。	—											

税目	項目	改正内容				適用期限									
		現行		改正案											
		区分	不算入割合	区分	不算入割合										
		完全子法人株式等 (保有 100%)	100/100	完全子法人株式等 (保有 100%)	100/100										
		関係法人株式等 (保有 25%以上)		関連法人株式等 (保有 1/3 超)											
		上記以外の株式等	50/100	その他の株式等	50/100										
				非支配目的株式等 (保有 5%以下)	20/100										
法人税	研究開発税制の見直し	<p>(1)現行の税額控除制度を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置を設け、控除税額の上限の総枠を法人税額の 30%とする。</p> <p>(2)特別試験研究費に係る税額控除制度について以下の見直しを行う。</p> <p>①税額控除率を以下のとおり引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別試験研究機関・大学等との共同研究・委託研究</td> <td>12%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td></td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で法人税額の 5%とする。</p> <p>③特別試験研究費の範囲について所用の見直しを行う。</p> <p>(3)試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を法人税額の 25%とする。</p> <p>(4)繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。</p>					現行	改正案	特別試験研究機関・大学等との共同研究・委託研究	12%	30%	上記以外のもの		20%	—
	現行	改正案													
特別試験研究機関・大学等との共同研究・委託研究	12%	30%													
上記以外のもの		20%													
法人税 住民税	外形標準課税の拡大	・資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の法人事業税及び地方法人特別税の税率を以下のとおりとする。				H27.4 以降 開始事業年度									

税目	項目	改正内容			適用期限
			現行	改正案	
				H27 年度	H28 年度～
		付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
		資本割	0.20%	0.30%	0.40%
	所 得 割	～400万円	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
		400～800万円	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
		800万円～	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)
		付加価値割額、資本割額及び 所得割額の合算額によって法 人事業税を課税される法人の 所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%
		※所得割税率のカッコ内は、地方法人特別税率等に関する暫 定措置法適用後の税率			
法人税 住民税	雇用者給与等支給額 が増加した場合の税 額控除制度における 支給増加割合の要件 の見直し	(1)中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人 3%以上(現行5%以上) (2)上記以外の法人 4%以上(現行5%以上)			(1)H28.4以降 開始事業年度 (2)H28.4～ H29.3間の 開始事業年度

【個人 所得税・住民税】

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	未成年者口座におけ る少額投資非課税制 度(NISA)の創設	・未成年者口座に設けた非課税管理勘定・継続管理勘定にお いて、設定期間内に支払を受けるべき上場株式等の配当等 及び上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない (未成年者口座にて受け取るものに限り、毎年の非課税管理 勘定の受入限度額を80万円とする)。	H28.1以降開設 申込みの未成 年者口座で H28.4以降受入 の上場株式等 について適用
所得税 住民税	少額投資非課税制度 (NISA)の拡充	・NISAについて、非課税管理勘定に受け入れることができる上 場株式等の取得対価の額の上限額を、120万円(現行100万 円)に引き上げる	H28年分以降

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	住宅取得等に係る措置の適用期限の延長	<p>・次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限(H29.12.31)をH31.6.30まで1年6月延長する。</p> <p>①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</p> <p>②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p> <p>③既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</p> <p>④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除</p> <p>⑤認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</p> <p>⑥東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p>	H31.6.30 まで延長
所得税	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設	<p>(1)特例の概要 国外転出をする居住者が、有価証券等又は未決済デリバティブ取引等(以下「有価証券等」)を有する場合には、国外転出の時に当該有価証券等の譲渡・決済をしたものとみなして所得金額を計算する。</p> <p>(2)対象者 国外転出時における当該有価証券等の損益合計額が1億円以上であり、かつ国外転出前10年以内に国内居住期間が5年超である者</p> <p>(3)課税の取消 本特例適用後5年以内に帰国をした者で、本特例適用の対象となつた有価証券等で引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができる(更正の請求)。</p> <p>(4)納税猶予制度 本特例に関して所定の納税猶予制度を設ける。</p>	H27.7 以降の国外転出より適用
所得税	ふるさと納税	<p>(1)控除限度額引上げ 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げる。</p> <p>(2)確定申告不要制度 確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市町村等に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市町村等が寄附者に代わって行うことを要請できることとする。</p>	<p>(1)H28 年度分以後の個人住民税について適用</p> <p>(2)H27.4 以後に行われる寄附について適用</p>
住民税	国民健康保険税	(1)国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。	—

税目	項目	改正内容	適用期限																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">課税限度額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①基礎課税額</td> <td>51万円</td> <td>52万円</td> </tr> <tr> <td>②後期高齢者支援金等課税額</td> <td>16万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>③介護納付金課税額</td> <td>14万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5割軽減の対象となる世帯</td> <td>24.5万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>③2割軽減の対象となる世帯</td> <td>45万円</td> <td>47万円</td> </tr> </tbody> </table>		課税限度額		現行	改正案	①基礎課税額	51万円	52万円	②後期高齢者支援金等課税額	16万円	17万円	③介護納付金課税額	14万円	16万円		軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額		現行	改正案	①5割軽減の対象となる世帯	24.5万円	26万円	③2割軽減の対象となる世帯	45万円	47万円	
	課税限度額																											
	現行	改正案																										
①基礎課税額	51万円	52万円																										
②後期高齢者支援金等課税額	16万円	17万円																										
③介護納付金課税額	14万円	16万円																										
	軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額																											
	現行	改正案																										
①5割軽減の対象となる世帯	24.5万円	26万円																										
③2割軽減の対象となる世帯	45万円	47万円																										

【資産課税(相続税・贈与税)】

税目	項目	改正内容	適用期限																											
贈与税	住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の延長	<p>・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じたうえ、その適用期限を延長する。</p> <p>①住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間</th> <th>良質な 住宅用家屋</th> <th>左記以外の 住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28.10~H29.9</td> <td>3000万円</td> <td>2500万円</td> </tr> <tr> <td>H29.10~H30.9</td> <td>1500万円</td> <td>1000万円</td> </tr> <tr> <td>H30.10~H31.6</td> <td>1200万円</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間</th> <th>良質な 住宅用家屋</th> <th>左記以外の 住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H27.12</td> <td>1500万円</td> <td>1000万円</td> </tr> <tr> <td>H28.1~H29.9</td> <td>1200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>H29.10~H30.9</td> <td>1000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H30.10~H31.6</td> <td>800万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	H28.10~H29.9	3000万円	2500万円	H29.10~H30.9	1500万円	1000万円	H30.10~H31.6	1200万円	700万円	住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	~H27.12	1500万円	1000万円	H28.1~H29.9	1200万円	700万円	H29.10~H30.9	1000万円	500万円	H30.10~H31.6	800万円	300万円	H27.1 ~ H31.6 の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋																												
H28.10~H29.9	3000万円	2500万円																												
H29.10~H30.9	1500万円	1000万円																												
H30.10~H31.6	1200万円	700万円																												
住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋																												
~H27.12	1500万円	1000万円																												
H28.1~H29.9	1200万円	700万円																												
H29.10~H30.9	1000万円	500万円																												
H30.10~H31.6	800万円	300万円																												

税目	項目	改正内容	適用期限
		※「良質な住宅用家屋」・・・省エネルギー対策等級 4 又は耐震等級 2 以上もしくは免震建築物に該当する住宅用家屋 ※東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額は別途規定する。	
贈与税	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の延長	・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例措置について、その適用期限を延長する。	H27.1 ~ H31.6 の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
贈与税	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	・個人(20歳以上 50歳未満)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は抛出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1000 万円(結婚費用については 300 万円)までの価額については、贈与税を課さないこととする。	H27.4 ~ H31.3 に抛出されるものに限り適用
贈与税	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その適用期限を延長する。	H31.3 まで

【資産課税(その他)】

税目	項目	改正内容	適用期限
登録免許税	各種軽減措置の延長	(1)土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。 (2)住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。	H29.3 まで
登録免許税	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。	H27.3 まで
不動産取得税	各種軽減措置の延長	(1)住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則 4%)を 3%とする特例措置の適用期限を 3 年延長する。 (2)宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を 3 年延長する。	H30.3 まで

税目	項目	改正内容	適用期限
固定資産税・都市計画税	空家等への特例措置対象からの除外	・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる。	—
支払調書	生命保険契約等の支払調書等	(1)保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更等があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。 (2)生命保険契約等の支払調書等について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。	H30.1 以後の契約者変更について適用

【消費課税】

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	税率 10%への引き上げ	・消費税率(国・地方)の 10%への引上げ等の施行日を H27.10.1 から H29.4.1 へ変更する。 ・景気判断条項(税制抜本改革法附則)を削除する。	—
消費税	地方創生	・外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)を設ける。	H27.4~
消費税	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	(1)内外判定基準の見直し 電気通信役務の提供(電子書籍・音楽・広告の配信等)について、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。 (2)課税方式の見直し 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、「事業者向け電気通信役務の提供」について、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する(リバースチャージ方式の導入)。 (3)その他の経過措置 適正課税を確保するため経過的な所要の経過措置を講ずる。	H27.10~
自動車重量税 取得税	車体課税の見直し	・エコカー減税について、所要の見直しを行ったうえ、適用期限を 2 年延長する。 ・環境性能に優れた一定の基準を満たす軽自動車等に対して、25%~75%の税率軽減措置を導入する。原動機付自転車及び二輪車に係る税率引き上げを H28 年度へ 1 年延期する。	—

【国際課税】

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税	クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し	組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽課税外国法人の定義について、所要の見直しを行う。	H27.4 以後に行われる合併等について適用
国際課税	外国子会社配当益金不算入制度の見直し	内国法人が外国子会社(持株割合 25%以上)から受ける配当等について、所要の見直しを行う。	H28.4 以後開始事業年度～
国際課税	非居住者に係る金融口座情報の自動交換制度の整備	・金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備する。	H29.1～
所得税 法人税 住民税	外国子会社合算税制等の見直し	(1)トリガー税率の変更 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準を 20%未満(現行 20%以下)に変更する。 (2)外国子会社合算税制の適用除外基準の見直し 以下の適用除外基準について見直しを行う。 ①被統括会社の範囲 ②統括会社の要件 ③事業持ち株会社の要件 (3)その他所要の措置を講ずる。	特定外国子会社の h27.4 以後開始事業年度～

【納税環境整備】

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 相続税	財産債務明細書の見直し	財産債務明細書について、次の見直しを行い、新たに財産債務調書として整備する。 (1)提出基準の見直し 現行基準(所得金額 2 千万円超)に加え、財産価額の合計額が 3 億円以上であること等を基準とする。 (2)記載事項の見直し 現行基準(「財産の種類、数量及び価額」)のほか、財産の所在地、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の記載事項の記載を要することとする。 (3)過少申告加算税の特例 国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。	H28.1～

税目	項目	改正内容	適用期限
		(4)その他 財産債務調書の提出に関する調査に関する質問検査権の規定の整備等を行う。	
所得税 法人税 住民税	マイナンバーが付された預貯金情報の効果的な利用に係る措置	銀行等に対し、個人番号及び法人番号(マイナンバー)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案に規定する施行の日～
所得税 法人税 住民税	調査手続きにおける見直し	複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人の事前通知は、その代表となる税務代理人に対して行えば足りることとする。	H27.7～
所得税 法人税 住民税	期限後申告における無申告の場合の無申告加算税の取扱いの見直し	期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税(不申告加算金)を課さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を法定の申告期限から1ヶ月以内(現行2週間以内)に延長する。	H27.4～